

青森県後期高齢者医療広域連合事務専決代決規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和六年十二月二日

青森県後期高齢者医療広域連合長

西 秀 記

青森県後期高齢者医療広域連合規程第一号

青森県後期高齢者医療広域連合事務専決代決規程の一部を改正する規程

青森県後期高齢者医療広域連合事務専決代決規程（平成十九年二月一日青森県後期高齢者医療広域連合規程第一号）の一部を次のように改正する。

別表中「被保険者証（被保険者資格証明書を含む。）」を「資格確認書（資格情報のお知らせを含む。）」に、「資格証明書」の交付を受けている」を「特別療養費の支給対象となる」に改める。

附 則

この規程は、令和六年十二月二日から施行する。